

資料3 学校教育法施行令第22条の2による特殊教育対象児の判断基準と教育措置

障 害	障 害 の 程 度 と 教 育 措 置
弱 視 者 盲者および 盲者および	<p>1. 両眼の矯正視力——0.1未満——</p> <p>両眼の矯正視力——点字による教育を必要とする者又は将来点字によることを必要と認められる者——</p> <p>0.1～0.3</p> <p>視力以外の視機能障害——その他——</p> <p>盲学校</p> <p>特殊学級か通常の学級で留意して教育</p>
聾者および難聴者	<p>1. 両耳の聴力損失 90デシベル以上</p> <p>2. 両耳の聴力損失 50～90デシベル</p> <p>3. 両耳の聴力損失 50デシベル未満</p> <p>補聴器の使用によっても通常の話声を解することが不可能または著しく困難な者</p> <p>補聴器を使用すれば通常の話声を解するのに著しい困難を感じない者</p> <p>補聴器を使用しても通常の話声を解することが困難な程度の者</p> <p>聾学校</p> <p>特殊学級か通常の学級で留意して教育</p>
精神薄弱者	<p>1. 重 度 IQ (20～25) 程度以下</p> <p>2. 中 度 IQ (20～25) ～50程度</p> <p>3. 軽 度 IQ 50～75度</p> <p>社会的適応が特に乏しい者</p> <p>その他</p> <p>※ 境界線児 IQ 75～85程度</p> <p>養護学校</p> <p>特殊学級</p> <p>通常の学級で留意して指導</p>
肢体不自由者	<p>1. 姿勢保持、筆記、歩行等が不可能または困難な者およびこれと同等程度の障害を有する者</p> <p>2. 上記の程度に達しない者</p> <p>6カ月以上の医学的観察指導を必要とする</p> <p>その他</p> <p>養護学校</p> <p>通常の学級で留意して教育または特殊学級</p>
病弱者 (者を含む)	<p>1. 病弱者 (慢性の胸部、心臓、腎臓疾患等)</p> <p>2. 身体虚弱者</p> <p>6カ月以上の医療または生活規制を必要とする者</p> <p>6カ月未満の医療を必要とする者</p> <p>6カ月未満の生活規制を必要とする者</p> <p>6カ月以上の生活規制を必要とする者</p> <p>6カ月未満の生活規制を必要とする者</p> <p>1. 必要とする期間療養に専念するよう指導する</p> <p>2. 通常の学級で留意して教育</p> <p>3. 特殊学級 (病院内)</p> <p>養護学校、就学する養護学校がないときは特殊学級</p> <p>特殊学級、通常の学級で留意して教育</p>
言語障害者	<p>1. 聾、難聴、脳性小児まひによる肢体不自由、精神薄弱などを伴う者</p> <p>2. その他</p> <p>障害の性質および程度に応じ、聾学校、養護学校または難聴者、肢体不自由者、精神薄弱者のための特殊学級</p> <p>障害の性質および程度に応じ、言語障害者のための特殊学級または通常の学級で留意して教育</p>